全建労発第34号

令和3年7月29日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人　全国建設業協会

会　長　奥 村　太加典

〔公印省略〕

緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた

職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年7月12日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項に基づく緊急事態措置区域として東京都が追加される等、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたところです。

直近の感染状況等を踏まえ、厚生労働省労働基準局長より、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項について、新型コロナワクチンの接種や職場で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の保健所との連携等についての留意点を追加した旨、周知依頼がありました。

厚生労働省では、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」の取組を一層推進するとともに、都道府県労働局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置し、事業主及び労働者からの相談等への対応を

行うこととしています。

つきましては、貴協会の会員の皆様に対し、安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでくださいますよう周知方よろしくお願いいたします。

以上

労働部　又木